

## 議会運営委員会次第

平成26年1月27日(月)

午後1時30分～

第3・4委員会室

- (1) 前回会議内容の承認について【13:30～13:35】
- (2) 所管事務調査(行政視察)の件について【13:35～13:40】
- (3) タブレット端末機の使用について【13:40～14:10】
- (4) 特別委員会委員の組織について【14:10～14:40】
- (5) 流山市議会ICT推進基本計画の進捗と分掌について  
【14:40～15:00】
- (6) 一般質問時における説明員の自席答弁について【15:00～15:20】
- (7) その他【15:20～15:30】

## 前回の会議内容について（平成 25 年 12 月 18 日開催分）

### 議題（3件）

前回は議内容の承認について  
平成 25 年 4 回定例会の運営について  
その他

### 前回は議内容の承認について

平成 25 年 12 月 11 日会議内容はすべて了承された。

### 平成 25 年第 4 回定例会の運営について

#### 主な議題 9 件

（1）議事日程について、（2）議案第 89 号の採決方法について、（3）議案第 102 号の採決方法について、（4）議案第 107 号の採決方法について、（5）電子採決に関する留意事項について、（6）請願、陳情の採決方法について、（7）「市民総合体育館建設に関する事項」、「その他、市民総合体育館建設に関し必要と認める事項の調査の件」（特別委員会報告）について、（8）意見書の取り扱いについて、（9）本日の開会前の日程について

#### （1）議事日程について

議事日程表の了承

市長より発言の訂正の申し入れの件      了承

#### （2）議案第 89 号の採決方法について

初めに、修正案について採決、可決された場合は、修正議決部分を除く原案について採決することの了承

#### （3）議案第 102 号の採決方法について

初めに、修正案について採決、可決された場合は、修正議決部分を除く原案について採決することの了承

(4) 議案第107号の採決方法について

委員会審査で否決されたことから、本会議では、可決することについて採決することの了承

(5) 電子採決に関する留意事項について

携帯端末機の準備等の了承

(6) 請願、陳情の採決方法について

請願1件、陳情4件の採決方法の了承

陳情（意見書提出を求めるもの）採択後は追加日程で発議上程の了承

(7) 「市民総合体育館建設に関する事項」、「その他、市民総合体育館建設に関し必要と認める事項の調査の件」（特別委員会報告）について

委員長からの報告と、委員会報告書についての採決の了承

(8) 意見書の取り扱いについて

提出予定となる意見書：7件

各意見書の提出者と賛成者の確認 すべて了承

発議第28号、「首都圏新都市鉄道 つくばエクスプレスの東京駅延伸事業  
早期決定と混雑緩和の早期実施を求める意見書について」

提出者：中川弘議員

発議第29号、「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書について」

提出者：秋間高義議員

発議第30号、「『ブラック企業』への厳正な対処を求める意見書について」

提出者：植田和子議員

発議第31号、「難病患者の医療費負担の増額に反対する意見書について」

提出者：乾紳一郎議員

発議第32号、「寡婦控除を 全ての ひとり親家庭まで 拡大することを  
求める意見書について」

提出者：徳増記代子議員

発議第33号、「『原発ゼロ』をただちに求める意見書について」

提出者：小田桐仙議員

発議第 3 4 号、「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書について」

提出者：根本守議員



陳情第 1 7 号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める陳情書」  
が本会議で採択された場合、追加日程のうえ上程 了承

「特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書」



取り下げの申し出 了承

意見書に対する質疑が 3 件提出 特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を  
求める意見書が取り下げられたため、意見書に対する質疑が 2 件となった。

以上の意見書については、本会議において、それぞれ提案理由の説明後、  
質疑を経て、委員会付託を省略し、討論、採決の流れとなることでした

#### ( 9 ) 本日の開会前の日程について

開会前日程（各常任委員会の委員長報告確認）の了承

委員長報告に対する質疑、議案・発議（意見書）に対する討論の提出（正午まで）の  
了承

#### その他

##### ( 1 ) 平成 2 6 年第 1 回定例会の会期日程について

平成 2 6 年第 1 回定例会の会期日程案の配布と内容説明 了承

##### ( 2 ) 流山市議会議員研修会について

平成 2 6 年 1 月 2 9 日（水曜日）1 0 時 0 0 分～正午 了承

講師：大和田一紘氏、テーマ：「議会の権能を高める上で、市財政をどう読みとくのか」  
了承

以前に決定している平成 2 6 年 1 月 2 9 日（水曜日）1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分  
の漆原智良氏についても再確認 了承

##### その他の研修について

目黒公郎氏、「震災対策として自治体は何を準備すべきか」調整がつき次第、報告する  
ことでした

( 3 ) 議会視察の対応について

アンケートの集計結果を配布

前回の議会運営委員会での視察対応表配布後に、対応議員の変更があったことから変更後の対応表を配布 了承

( 4 ) その他

小田桐委員から、議案第 1 0 7 号の委員会審査において、執行部から委員に配布された資料と執行部手持ち資料に齟齬があった点、議案第 1 1 5 号の委員会審査において、委員からの質疑に対し、「今答弁できません、市長が議会最終日に報告します。」というような答弁があったことについて、そのような対応について本当によいのか。別途日程を調整して協議していく。

「議会運営委員会行政視察先希望調査表」（平成26年度）

別紙2

委員氏名 \_\_\_\_\_

視察希望時期		視察希望地		備 考
時期（月）	理由	自治体名	視察項目	

平成26年2月28日(金)までに提出をお願いします。

# 流山市議会 I C T 推進基本計画

## 第1章 総論

### 1 【計画策定の背景】

本市議会では平成21年3月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年4月1日施行された。それを受けて、同年10月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

また、本計画策定に当たっては、スカイプやユーストリームを活用し、外部アドバイザー（2名の大学教授、民間研究機関の研究員）とのリアルタイムによる協議手法も取り入れ、協議を重ね、さらには、執行部の協力もいただいた。

※平成21年4月施行 流山市議会基本条例前文より抜粋

「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」

### 2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

## 第2章 基本フレーム

### 1 【基本的な考え方】

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

## 第3章 事業の展開

### 1 【ソフト面での計画事業】（内※は、実施年度及び、計画年度）

#### (1) 市民との情報共有の拡充

- ア 本会議のインターネット（ライブ&録画）中継（平成18年9月から実施済）の改善
- ア) 録画のインターフェイスの見直し（※平成22年12月～実施）

- イ) 画質向上の見直し (※平成24年以降に実現する方向で検討)
- ウ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク) (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- イ 委員会のインターネット (ライブ&録画) 中継 (※平成22年4月から特別委員会で実験中)
  - ア) 常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施 (※平成23年度中に実施)
  - イ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク) (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- ウ 議会ツイッター公式アカウントの取得 (平成22年5月から公式アカウント取得)
- エ 一般質問時のプレゼンテーションツールの利用 (※平成24年9月～実施)
- オ 議会ホームページの充実 (※平成24年2月実施)
  - ア) インターネット (ライブ&録画) 中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。 (※平成23年度中に実施)
  - イ) 独自ドメイン取得 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
  - ウ) 会派のWebサイトを作成 (※ // )
  - エ) 議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立 (※ // )
  - オ) 議員個人のWebサイトへのリンク (※ // )
- カ 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表 (※平成23年4月～実施)
- キ 会派代表者会議のインターネットによる公開 (※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ク 全員協議会のインターネットによる公開 (※ // )
- ケ 議会報告会のインターネットによる公開 (※平成23年度から実施の方向で検討)
- コ 議会中継を見る日キャンペーンの実施 (※平成23年9月～実施)

## (2) 市民参加による議会運営

- ア 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはインターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- イ インターネットによる議会アンケートの実施 (※ // )
- ウ 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換  
(※平成23年度～実施の方向で検討)

## (3) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上

- ア インターネットを利用した情報収集・発信力の向上 (※平成23年度中に研修会の実施検討)
- イ 新聞記事検索データベースの活用 (※平成23年度～協議を継続していく)
- ウ 会議録検索システム導入 (平成15年12月より実施済)
- エ 先例集、市例規、会議録 (本会議、委員会) 索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る  
(※平成24年度中に構築)



- オ 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス権  
(※平成24年10月～実施)
- (4) 議会内のペーパーレス化を促進（※完全ペーパーレス化を原則とする方針で今後も協議を継続していく。）
  - ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化（※平成23年4月～実施）
  - イ 発言通告書を電子化（議員により、一部実施済）（※                    〃                    ）
  - ウ 予算書・決算書の電子化（※平成17年3月より一部実施済）※減刷も課題
  - エ 予算・決算資料の電子化（※平成23年度～実施）
  - オ 会議録の電子化（※平成15年3月より一部実施済）※減刷も課題
  - カ 議案書の電子化（※平成24年6月～実施）
  - キ 委員会室におけるパソコン&プロジェクターの活用  
(平成20年4月より一部実施済)
  - ク 予算要望の電子化（平成21年10月より一部実施済）
  - ケ 予決指摘要望事項の電子化（平成21年3月より一部実施済）
  - コ 議員履歴の電子化（※平成23年4月～実施）
  - サ 報酬明細の電子化（※平成23年度～実施）
  - シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化  
(※平成23年度中に実施の方向で検討)

## 2 【ハード面での計画事業】

- (1) 議会内LANの構築
  - ア 本会議場（平成22年9月より実施済）
  - イ 議事堂（※平成23年度中に実施の方向で検討）
- (2) 機器及びシステムの整備
  - ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る  
(※平成22年9月より実施済)
  - イ 電子採決システムの改善（※平成23年6月～実施）
  - ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する  
(※平成24年6月～実施)
  - エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備（※平成24年4月～実施）  
または、議会内LANの整備により、コピー機をオールインワン型にグレードアップする。ID毎に誰がいつどんな内容のものを印刷したか記録できるようにしておく
  - オ 議場におけるプレゼンテーションツールの整備（※平成24年9月～実施）

## 3 【その他】

- (1) 計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

## 4 【財源措置と計画の見直し】

- (1) 予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、要望していく。

(2) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。